

緊急融資「110番」(金銭消費貸借契約規定)

私は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社の保証（以下、「保証会社」といいます）に基づく表記記載の金融機関（以下、「甲」といいます）との金銭消費貸借契約（緊急融資「110番」）（以下、「本ローン」といいます）に基づき金銭を借り受けるにあたり次の条項を確約します。

本ローンを借り入れた場合、本規定に同意したものとみなされます。本ローンの借りに先立ち、本規定を確認のうえ、本規定の内容に同意できない場合は、本ローンを借り入れることができません。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、甲のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

また、本規定を変更するときは、変更後の内容を、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条 (契約の成立)

本ローン契約は、甲が表記借入金額を私に対し交付した時に成立するものとします。

第2条 (借入金の受領方法)

この契約による私の借入金の受領方法は、甲における借主名義の預金口座への入金方法によるものとします。

第3条 (元利金返済額等の自動支払)

- 私は、元利金の返済のため、各返済日までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 甲は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、甲はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、甲は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- この約定に基づき必要とする印紙代、その他この約定に関して借主の負担となる一切の費用について、甲は返済日にかかわらず本条第2項と同様の方法により返済用預金口座から払い戻しのうえ、これを充当することができるものとします。

第4条 (繰り上げ返済)

- 私が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の前日までに甲へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 私が繰り上げ返済をする場合には、甲所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、第3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日 に続く月単位の 返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金

返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。
-----------	---

第5条（利息）

表記の保証料支払方法が毎月払いである場合には、利息に保証会社の保証料も含むものとします。

第6条（利率の変更）

借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、甲は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。

第7条（担 保）

1. 担保価値の減少、私または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、甲からの請求により、私は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 私は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとします。
3. 担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により甲において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、私は直ちに返済するものとします。
4. 私の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとします。

第8条（期限前の全額返済義務）

1. 私について次の各号の事由が生じた場合には、甲からの請求によらないで、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 私が甲との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 私が第7条第1項もしくは第2項または第12条の規定に違反したとき。
 - (3) 私が支払の停止または破産、民事再生手続の申立があったとき。
 - (4) 私が手形交換所または、電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 保証人が次項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
 - (6) 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - (7) 前各号のほか、私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
2. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの請求によってこの債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 私が甲に対する返済を3回遅滞したとき。
 - (2) 私が返済を遅滞し、甲から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - (3) 私が住所変更の届出を怠るなど私が責任を負わねばならない事由によって私の所在が不明になったことを甲が知ったとき。
 - (4) 私が組合員の資格を失ったとき。
 - (5) 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第9条（甲からの相殺）

1. 甲はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、私の甲に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金、その他の債権の利率・利回りについては、預金規定、定期積金規定等の定めによります。

第10条（私からの相殺）

1. 私は、この契約による債務と期限の到来している私の甲に対する預金、定期積金、その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の前日までに甲へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期積金、その他の債権の証書通帳は届出印を押印して直ちに甲に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金等の利率・利回りについては、預金規定、定期積金規定等の定めによります。

第11条（債務の返済等にあてる順序）

1. 甲から相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲との取引上の他の債務があるときは、甲は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか甲との取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、甲が指定することができます。私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、甲は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって甲が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第12条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、私は、甲の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第13条（印鑑照合）

甲が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

第14条（費用の負担）

以下に掲げる費用は、私が負担するものとします。

私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第15条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他甲に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに甲に書面で届け出るものとします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、甲が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第16条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって甲へ届出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって甲へ届出るものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、甲に責任を求めません。

第17条（報告および調査）

1. 私は、甲が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに私および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は、担保の状況、または私もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるとき、甲から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第18条（個人信用情報センターへの登録）

1. 私は、この契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 私は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - (1) この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。
 - (2) この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から甲が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により甲が回収したときは、その事実発生日から5年間。

第19条（債権譲渡）

甲と保証会社が私の委託に基づき、保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定いたします。

1. 保証事故発生のため、甲が代位弁済金により私の債務を回収した場合には、この契約に基づく甲の債権代位弁済金対等額を保証会社に譲渡されることを異議なく承諾します。
2. 代位弁済金により、甲が債権を回収できなかった場合または代位弁済金が債権全額に充たなかった場合には、甲の請求ありしだい直ちに残額を支払います。

第20条(保証)

1. 保証人は、私がこの契約によって負担するいっさいの債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、私の甲に対する預金、定期積金、その他の債権を有するときであっても甲に対する債権の履行を拒みません。
3. 保証人は、甲が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、私と甲との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、甲の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、甲の請求があれば、その権利または順位を甲に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が私と甲との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が私と甲との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第21条(損害金)

元金金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年18.25%、年365日日割計算による損害金を支払うものとします。

第22条(合意管轄)

この契約について紛争が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第23条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は甲から請求があり次第、甲に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、私はその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

(2020年3月)